

第2章 柳川市の将来像

・柳川市の将来の望ましい姿

1. 柳川市の将来の望ましい姿

地域診断を踏まえ、本市の望ましい姿を下記に示します。

(1) 自然環境に係わる柳川市の望ましい姿

- 1) 掘割を中心に、豊かな自然環境が守りつづけられる地域
- 2) 人と自然が共生する地域

(2) 社会環境に係わる柳川市の望ましい姿

- 1) 市民一人ひとりが生きがいをもって安心して暮らせる地域
- 2) 生活利便性の高い地域
- 3) 掘割をはじめ、美しい景観や豊かな環境で形成される地域
- 4) 豊かな歴史・文化・伝統等が保護・継承される地域
- 5) 地域内外での交流が盛んな地域
- 6) 市民一人ひとりが積極的にまちづくりに参加する地域

(3) 農業生産環境に係わる柳川市の望ましい姿

- 1) 多様な担い手が存在する地域
- 2) 高齢者や女性農業者がやりがいを持って農業に携わる地域
- 3) 安定した農業経営が行われる地域
- 4) 都市と農村の交流が盛んに行われる地域
- 5) 安全・安心な農産物が生産される地域
- 6) 整備された農地において、効率的な農業経営が行われる地域
- 7) 環境や景観に配慮した農業が行われる地域

2. キャッチフレーズ

本市の望ましい将来像の実現に向けた取り組みのキーセンテンスを、自然環境・社会環境・農業生産環境ごとに、以下のように整理します。

自然環境

本市を縦横に巡る掘割は、先人たちの生活の営みとともに培われてきた貴重な歴史的遺産です。この掘割を、市民の長年の営みによって育まれた「二次的自然」と捉え、良好な生態系・景観資源として保全と活用を図り、潤いのあるまちづくりをめざします。

(キーセンテンス)

- ・掘割の保全・活用
- ・人と自然の共生

社会環境

人口減少や少子高齢化、都市化の進展等、本市の取り巻く環境を踏まえながら、快適な生活空間の形成をめざします。

また、本市の基幹産業の一つである観光産業の振興に向け、地域資源の活用や交流基盤の拡充整備等に努め、人々が行き交うにぎわいのあるまちづくりをめざします。

(キーセンテンス)

- ・生きがいをもって、安心して暮らせるまち
- ・高い生活利便性
- ・美しい景観や豊かな環境
- ・歴史・文化・伝統等の保護・継承
- ・地域内外での交流
- ・まちづくりへの市民の積極的な参加

農業生産環境

農業を取り巻く環境が、全国的に厳しい状況にある中、本市の地域特性を生かした多様な農業振興施策に取り組み、活力ある農業の確立をめざします。

また、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮や自然環境に配慮した循環型農業の確立等をはじめ、自然や人にやさしい農業展開をめざします。

(キーセンテンス)

- ・多様な担い手
- ・高齢者や女性農業者の活躍
- ・安定した農業経営
- ・都市と農村の交流
- ・安全・安心な農産物
- ・効率的な農業経営
- ・環境や景観への配慮

上記のキーセンテンスを踏まえ、豊かな生活・生産空間の形成に向け、次のようなキャッチフレーズのもと、柳川市の農業・農村の振興に努めます。

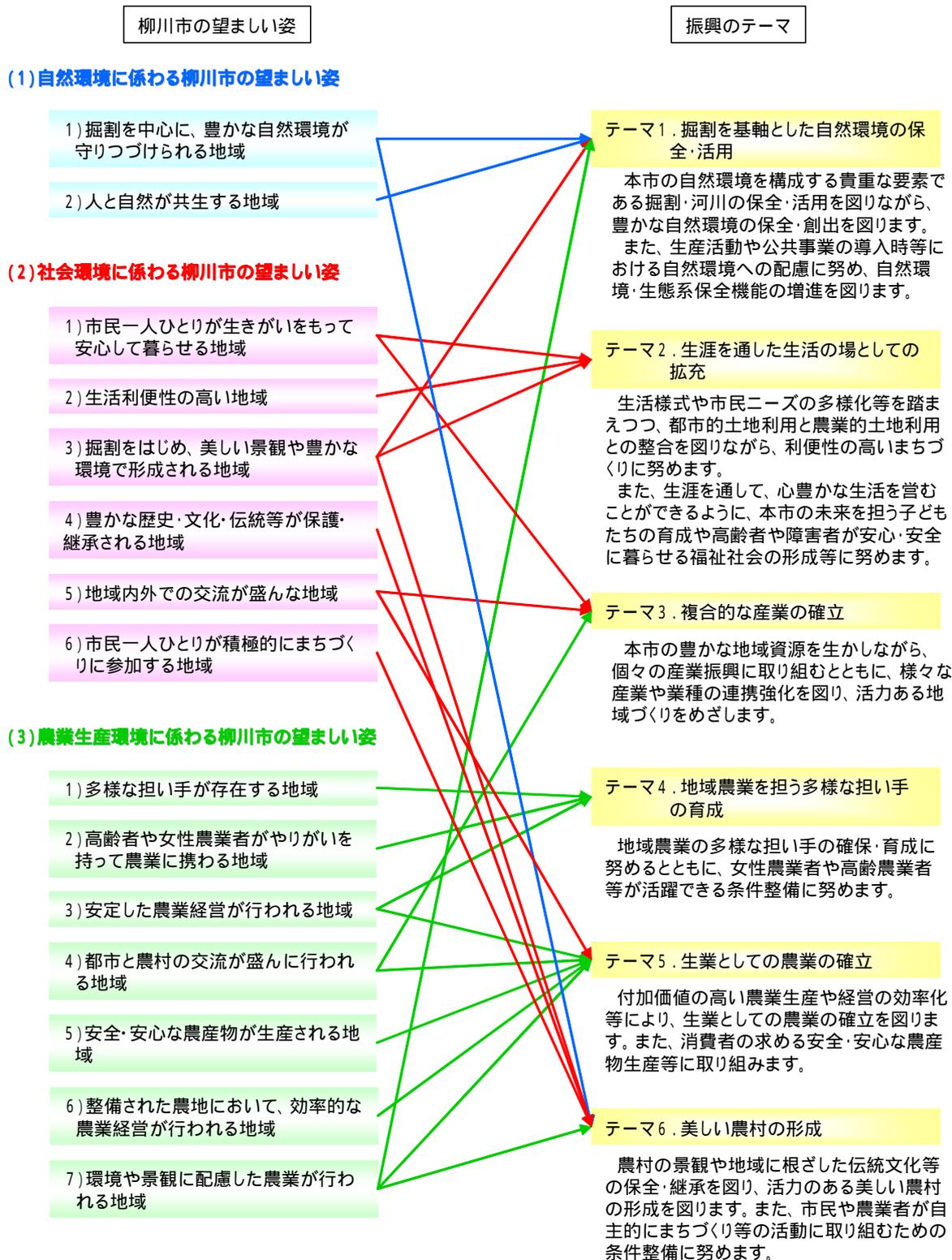
「人・もの・心が交わる 美しい水郷のまちづくり」

(キャッチフレーズの意味)

掘割を基軸としたまちの特性を活かし、観光客をはじめとした多くの人々の交わりとなるような、また、そこに住む人々が生きがいを持って行動することができるような、農産物や歴史・文化資源等を活用しながら豊かな暮らしを実感できるようなまちづくりに取り組んでいこうという意味を込めています。

・柳川市振興のテーマ

将来の望ましい姿に向け、6つのテーマを設定し、具体的な施策の取り組みを整理します。
 なお、柳川市の望ましい姿との関連を以下に整理します。



・柳川市振興の目標

前段で設定した「柳川市振興のテーマ」に沿って、施策の展開により概ね今後10年間に取り組みをめざす目標を以下に示します。

テーマ1．掘割を基軸とした自然環境の保全・活用

本市の自然環境を構成する貴重な要素である掘割・河川の保全・活用を図りながら、豊かな自然環境の保全・創出を図ります。

また、生産活動や公共事業の導入時等における自然環境への配慮に努め、自然環境・生態系保全機能の増進を図ります。

(1) 掘割・河川の保全・整備

本市の自然環境の骨格となる掘割や河川の保全・整備に向け、以下の事項に取り組みます。

- 自然環境や景観に配慮した掘割・河川の整備
- 農業用及び防火用水量の確保
- 生活雑排水等の流入防止

(2) 水環境の保全活動と維持管理体制の確立

市民が自然と触れ合える場として水辺における親水空間の拡充・整備に努めるとともに、掘割や有明海等の環境保全に向けた市民意識の高揚に努めます。また、市民意識の高揚とあわせて、市民参加による掘割をはじめとした自然環境を守り・育てる体制づくりに取り組みます。

- 自然と親しむ場の創出
- 環境保全に関する市民意識の高揚
- 市民参加による維持管理体制の確立

(3) 生態系の保護・復元

公共事業の導入に当たっては、環境との調和として、環境への影響を回避し、低減し、必要に応じて代償措置を行うなどの環境保全措置（ミティゲーションの5原則）を検討します。また、生活や生産活動において、環境への影響が危惧される事項については、市民や事業者等の理解と協力を得ながら、その改善に努めます。

- 公共事業の導入時における周辺環境等への配慮
- 自然環境保全への取り組み推進

テーマ2．生涯を通した生活の場としての拡充

生活様式や市民ニーズの多様化等を踏まえつつ、都市的土地利用と農業的土地利用との整合を図りながら、利便性の高いまちづくりに努めます。

また、生涯を通して、心豊かな生活を営むことができるように、本市の未来を担う子どもたちの育成や高齢者や障害者が安心・安全に暮らせる福祉社会の形成等に努めます。

(1) 質の高い生活空間の整備

都市的土地利用と農業的土地利用との整合を基本としながら、魅力ある生活空間の形成に向け、道路網や上水道、公園・緑地、住宅・宅地の整備等に取り組みます。

計画的な土地利用の推進

安全かつ便利な道路網・公共交通の充実

水需要の拡大に対応した上水道の整備

適正な公園・緑地の整備と維持管理

魅力ある住環境整備

環境衛生対策の推進

情報化の推進

(2) 安心・安全に暮らせるまちづくり

子供から高齢者まで、すべての人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の拡充と連携強化に努めます。また、市民の生命や財産を守るために、消防・救急対策や防災対策の拡充に努めます。

健康づくりの推進

地域医療体制の確立

福祉社会の創造

消防・救急対策の充実

防災対策の推進

(3) やながわの人づくり

本市を担う人づくりに取り組むとともに、生涯を通した学習ニーズに対応した学習機会の拡充に努めます。また、市民の「食」に対する理解の促進を図るため、食農教育の推進に努めます。

幼児教育・学校教育の充実

生涯学習社会の形成

スポーツ・レクリエーション活動の活性化

テーマ3．複合的な産業の確立

本市の豊かな地域資源を生かしながら、個々の産業振興に取り組むとともに、様々な産業や業種の連携強化を図り、活力ある地域づくりをめざします。

(1) 観光・交流人口の拡大

既存の観光資源やイベント・祭り等の活用に努めるとともに、農業体験等のグリーン・ツーリズムの推進を図り、観光・交流人口の拡大をめざします。また、観光・交流を促す基盤整備や人づくりを図り、迎え入れるための条件整備に努めます。

多様な地域資源を生かした観光の振興

「農」との融合による体験・滞在型観光の振興

特産品の開発・PRの強化

観光・交流を促す基盤整備

観光ガイド、観光企画者等の人材の育成

(2) 多様な産業の振興

地域住民の生活の基礎となる雇用の場の拡充に努めるとともに、各種の産業と観光・農業との融合を図りながら、複合的な産業振興に努めます。

有明海の資源を生かした漁業の振興

工業の振興

商業・サービス業の振興

テーマ４．地域農業を担う多様な担い手の育成

地域農業の多様な担い手の確保・育成に努めるとともに、女性農業者や高齢農業者等が活躍できる条件整備に努めます。

(１) 多様な担い手の育成・確保

地域農業を担う、認定農業者や農業生産法人等の育成・支援を図るとともに、それらの担い手への農地の集積等に努めます。また、集落営農組織の育成やUJIターン者の受け入れ体制の充実等による新規就農者の支援体制の確立に努め、多様な地域農業の担い手育成を図ります。

認定農業者・農業生産法人等の育成・支援

集落営農等の推進

新規就農者の確保・育成

(２) 生涯現役農業の実現

全ての農業者が、生きがいを持って農業生産活動に取り組める生涯現役農業の実現をめざして、女性農業者の育成・支援や高齢農業者の所得機会の拡充、生きがい農園の整備等に努めます。

女性農業者の育成・支援

高齢農業者の支援

テーマ5．生業としての農業の確立

付加価値の高い農業生産や経営の効率化等により、生業としての農業の確立を図ります。また、消費者の求める安全・安心な農産物生産等に取り組みます。

(1) 安定した経営基盤の確立

消費者ニーズを的確に把握しながら、収益性の高い農産物生産や施設園芸等の推進に取り組みます。また、機械の共同利用や営農集団の設立等により、地域農業の効率化・低コスト化を図ります。

消費者ニーズを踏まえた農産物生産
地域農業の効率化・低コスト化
畜産業の活性化

(2) 効率的な営農に向けた条件整備

ほ場整備や農業用排水路等の整備・改修を図り、効率的な営農を可能とする条件整備に努めます。また、既存の農業近代化施設の適正な維持管理と活用を図るとともに、必要に応じた農業近代化施設の整備に取り組みます。

農業生産基盤整備の推進
農業近代化施設の整備と適正な維持管理
販売・流通の改善

(3) 都市近郊型農業の推進

市内や近郊都市での消費拡大を図る地産地消に取り組みます。また、体験農業等の機会の拡充を図る中で、農産物の販路拡大に取り組みます。

地産地消の推進
「農」とふれあう機会の創出

(4) 循環型農業の確立

消費者の求める安全・安心な農産物生産に向け、無農薬・減農薬農業の推進やトレーサビリティシステム導入（食の安全を証明するために、流通から生産現場まで様々な過程の情報を履歴として残すシステム）等に取り組むとともに、耕畜連携による堆肥利用の促進など、地域内で有機物が循環する仕組みづくりに取り組みます。

有機農業等の推進
循環型農業の確立

テーマ6．美しい農村の形成

農村の景観や地域に根ざした伝統文化等の保全・継承を図り、活力のある美しい農村の形成を図ります。また、市民や農業者が自主的にまちづくり等の活動に取り組むための条件整備に努めます。

(1) 農村景観の保全

本市の農村景観は、平野に広がる農地と掘割で構成されているといっても過言でなく、美しい農村景観の保全には、農地と掘割の保全が重要となっています。そのため、農地における農業生産活動の維持を図るとともに、掘割を軸とした水と緑の回廊の形成に努めます。

耕作放棄の防止

美しいまちなみの形成

(2) 伝統文化の保護・継承

本市には、有形・無形の多様な文化財が存在し、観光資源としての活用も図られています。今後も、これらの保存・伝承に努め、豊かな農村景観の存続を図ります。

文化財の保存・整備・活用

伝統芸能等の継承

(3) コミュニティの育成・支援

市民が主体的にまちづくりにかわりを持てるよう、ボランティアやNPO等の育成と支援に努めます。

市民参加・企業参加によるまちづくり

ボランティア等の育成・支援

第3章 施策の基本方針

・柳川市の将来像実現のために必要な施策

第2章で整理した、「柳川市振興の目標」を達成するため、目標ごとに必要な施策を定めるとともに、その施策への国庫補助による助成が考えられる関係府省名を示します。また、定められた施策の中で対応する事業の一例を示し、効率的な施策の推進を図ることとします。

また、「柳川市の将来像実現のために必要な施策」は、「柳川市振興の目標」が概ね10年後のものとなっていることから、平成18年度～27年度の10年間における推進スケジュールを整理することとします。

テーマ1 . 掘割を基軸とした自然環境の保全・活用

振興の目標	必要な施策	関係府省	対応する事業(例)	推進スケジュール										備考				
				H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27					
(1) 掘割・河川の保全・整備																		
自然環境や景観に配慮した掘割・河川の整備	市民意向を踏まえながら、自然環境や景観に配慮した掘割の整備に取り組み、動植物等の生息環境の保全・復元を行う。	農林水産省	農村振興総合整備事業【農業生産基盤整備(農業用排水施設整備)】 【農村生活環境基盤整備(自然環境・生態系保全施設整備)】	ハード														
			地域用水環境整備事業【地域用水環境整備型】	ハード														
		国土交通省	河川環境整備事業	ハード														
農業用及び防火用水量の確保	関係機関等との調整等により、掘割の水量確保を行う。	単独	要望活動	ソフト														
生活雑排水等の流入防止	農業集落排水や公共下水、合併処理浄化槽などによる生活雑排水処理を行い、美しい掘割の保全・復元を行う。	農林水産省	農村振興総合整備事業【農村生活環境基盤整備(農業集落排水施設整備)】	ハード														
		国土交通省	公共下水道整備事業	ハード														
		厚生労働省	特定地域生活排水処理事業(合併処理浄化槽)	ハード														
(2) 水環境の保全活動と維持管理体制の確立																		
自然と親しむ場の創出	市民や来訪者が水辺に親しめる空間整備を行う。	農林水産省	農村振興総合整備事業【農村生活環境基盤整備(自然環境・生態系保全施設整備)】	ハード														
環境保全に関する市民意識の高揚	イベントや清掃活動等を通して、掘割に対する市民意識の高揚に努める。	単独	推進活動・啓発活動	ソフト														
市民参加による維持管理体制の確立	市民の維持管理等への活動を促す環境整備に努める。	農林水産省	農村振興総合整備事業【農村生活環境基盤整備(住民参加促進環境整備)】	ハード														
	掘割の清掃活動等の継続的な実施により、美しい掘割の保全・復元を行う。	単独	推進活動	ソフト														
	市民と行政の協働による管理体制の確立を図る。	単独	推進活動	ソフト														

振興の目標	必要な施策	関係府省	対応する事業(例)	推進スケジュール								備考									
				H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25		H26	H27							
適正な公園・緑地の整備と維持管理	既存の公園・緑地の整備状況を踏まえながら、掘割の水と緑の回廊の形成づくりに取り組む。	農林水産省	農村振興総合整備事業【農村生活環境基盤整備(自然環境・生態系保全施設整備)】	ハード		←															
	公園・緑地を守り育てるための適正な維持管理に向けた体制づくりを行う。	単独	推進活動	ソフト	←																
魅力ある住環境の整備	住宅ニーズを踏まえた公営住宅の整備や民間活力の導入による住宅整備の推進を図る。	国土交通省	公営住宅整備事業	ハード	←																
			特定優良賃貸住宅供給促進事業																		
			高齢者向け優良賃貸住宅等促進事業																		
環境衛生対策の推進	農業生産活動によって排出される有機物等の利活用に向けた施設整備を行う。	農林水産省	農村振興総合整備事業【農村生活環境基盤整備(地域資源利活用施設整備)】	ハード		←															
	廃棄物の発生抑制、資源化、再生利用に取り組み、適正処理する社会の実現に向けた取り組みを推進する。	単独	啓発活動	ソフト	←																
		環境省	エコタウン事業	ハード																	
	農地や掘割等へのごみの不法投棄を防止する。	単独	啓発活動	ソフト	←																
情報化の推進	住民・企業などの求める幅広い情報が提供ができるように、情報化社会に対応した人材の育成、情報基盤整備を行う。	農林水産省	農村振興総合整備事業【農村生活環境基盤整備(情報基盤施設整備)】	ハード		←															
		総務省	地域イントラネット基盤施設整備事業	ハード	←																
			電子自治体推進市町村サポート事業	ソフト																	

振興の目標	必要な施策	関係府省	対応する事業（例）	推進スケジュール										備考			
				H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27				
(2) 生涯現役農業の実現																	
女性農業者の育成・支援	女性農業者が生き生きと活動ができるよう、活動拠点づくりに取り組む。	農林水産省	農村振興総合整備事業【農村生活環境基盤整備（地域農業活動拠点整備）】	ハード													
	女性農業者の育成・支援に取り組む。	農林水産省	農業経営対策事業推進補助金のうち女性・高齢者・新規就農対策事業	ソフト													
	農業関連の審議会などの委員への女性登用を積極的に行う。	単独	推進活動	ソフト													
高齢農業者の支援	高齢者等の円滑な利用を促すために、農業施設等のバリアフリー化に取り組む。	農林水産省	農村振興総合整備事業【農村生活環境基盤整備（地域農業活動拠点整備）】	ハード													
	認定農業者等への農地の利用集積を図りつつ、高齢農業者等の生きがい農業の支援を行う。	農林水産省	農業経営対策事業推進補助金のうち女性・高齢者・新規就農対策事業	ソフト													

テーマ5．生業としての農業の確立

振興の目標	必要な施策	関係府省	対応する事業（例）	推進スケジュール										備考								
				H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27									
(1) 安定した経営基盤の確立																						
消費者ニーズを踏まえた農産物生産	地域ブランドの確立や施設園芸の推進等により、付加価値の高い農産物生産に取り組む。	単独	推進活動	ソフト	←	→																
	水稲は、消費者ニーズを踏まえ、良質・良食味米の生産に取り組む。	単独	推進活動	ソフト	←	→																
	麦は、需要の動向に即した良質麦の生産にあわせて、生産の高位安定化と生産コストの低減に取り組む。	農林水産省	畑地利用高度化促進事業【麦大豆等生産拡大推進事業】	ソフト	←	→																
			生産振興総合対策事業【農業生産総合対策事業】																			
	大豆は、地域ごとのブロックローテーション方式の導入により、集団化・団地化に取り組む。	農林水産省	畑地利用高度化促進事業【麦大豆等生産拡大推進事業】	ソフト	←	→																
			生産振興総合対策事業【農業生産総合対策事業】																			
	い草・い製品は、機械化一貫作業体系の確立により、良質のい草・い製品の生産振興に取り組む。	単独	推進活動	ソフト	←	→																
	野菜は、土づくりの推進による土壌管理の徹底を図り、品質の向上及び生産性の向上に取り組む。	単独	推進活動	ソフト	←	→																
	果樹は、消費動向に即した計画的生産出荷を促し、生産技術の向上、樹園地の整備に取り組む。	単独	推進活動	ソフト	←	→																
花きは、生産性向上と計画的な生産出荷による経営安定の維持強化に取り組む。	単独	推進活動	ソフト	←	→																	
加工などの新しい分野への参入支援を行う。	農林水産省	経営構造対策事業	ハード	←	→																	
		経営構造対策推進事業	ソフト	←	→																	

テーマ6 . 美しい農村の形成

振興の目標	必要な施策	関係府省	対応する事業(例)	推進スケジュール										備考				
				H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27					
(1) 農村景観の保全																		
耕作放棄の防止	耕作放棄の解消に向けた農地の整備を行う。	農林水産省	農村振興総合整備事業【農業生産基盤整備(農用地管理保全)】	ハード														
	担い手・土地基盤等の条件整備を図りながら、地域が一体となって耕作放棄地の防止に取り組む。	農林水産省	地域農業経営体育成モデル事業	ソフト														
美しいまちなみの形成	掘割を軸とした美しいまちなみの形成に向け、水と緑の回廊づくりに取り組む。	農林水産省	農村振興総合整備事業【農村生活環境整備(自然環境・生態系保全施設整備)】	ハード														
	田園環境・景観、昔ながらの町並みの保全を行う。	農林水産省	田園整備事業【田園空間整備事業】	ハード														
	良好な景観形成・保全のための景観計画の策定や景観条例の制定に取り組む。	国土交通省 農林水産省 環境省	景観計画の制定	ソフト														
(2) 伝統文化の保護・継承																		
文化財の保存・整備・活用	歴史的土壌改良施設など、本市に残る多様な歴史・文化遺産の保存・整備・活用に取り組む。	農林水産省	農村振興総合整備事業【農村生活環境整備(歴史的土壌改良施設保全整備)】	ハード														
			田園空間整備事業【地域の伝統的農業施設などの保全・復元】	ハード														
		文部科学省	伝統文化こども教室事業	ソフト														
		総務省	地域資源活用促進事業(地域文化財・歴史的遺産活用)	ハード														
	地域に伝わる伝統食等の身近な文化資源の発掘と継承に努める。	単独	推進活動	ソフト														
伝統芸能等の継承	後継者の育成等により、どろつくどんや川祭り、ほんげんぎょう等の伝統文化の継承・保護に取り組む。	文部科学省	「文化芸術による創造のまち」支援事業	ソフト														

旧柳川市では、貴重な財産である掘割を守るために、「柳川市掘割を守り育てる条例」(水の憲法)を定めています。これは、今までにあった条例も大きくつつみ込むものとして定められており、水を汚す生活排水排出についての決まりや、掘割周辺の緑化、土木工事、環境教育など、掘割を未来に残していくための様々な約束ごとを取り決めています。

新たな柳川市においても、この「水の憲法」を遵守していくことが必要です。以下にその条例の抜粋を示します。

柳川市掘割を守り育てる条例

前文

私たちが住む柳川市は、総延長470キロメートルに及び大小の掘割が網の目のように巡り、独特な水郷風景を形成している。この掘割は現代に残された歴史的な文化遺産であり、それが持つ独特な情緒は詩聖・北原白秋の詩歌の母体ともなった。

掘割は、水をためることにより、降り過ぎた雨水を一時遊ばせて内水はん濫を防いだり、農業用水や防火用水等に利用されたりして生産や市民生活と直接にかかわる重要な役割を担っている。この掘割は、先人たちが風土の悪条件と闘い、水と共生していくなかで形成された貴重な柳川市の歴史的財産である。

これまで本市では、「柳川市用排水路管理条例」や「柳川市石けん使用推進要綱」などを制定し、掘割保全の努力を続けてきた。しかしながら、近年の社会経済活動の拡大や都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、本市においても家庭排水や事業所排水等による掘割の水質汚濁や景観の変ぼうが進行しており、新たな対応が求められている。

言うまでもなく、すべての人は、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな水環境を享受する権利を有すると同時に、こうしたかけがえのない水環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務と使命を有することを忘れてはならない。

このような認識のもと、私たちは、市民、事業者、市が一体となって、美しい柳川市の掘割を守り育て、市民が誇り得る郷土を育てることを決意し、水の憲法ともいえるこの条例を定める。

第1章 総則

第1条(目的)

この条例は、掘割の水質を悪化させている最大の原因であると考えられる家庭排水や事業所排水等から柳川市の良好な水環境を保全し、及び創造することにより、柳川市独特の掘割を生かしたまちづくりを進め、もって現在及び将来の市民の快適で潤いのある生活の確保に寄与することを目的とする。

第3条(責務)

市、市民等および事業者の三者は相互に協力し、それぞれの責任と自覚を持って掘割を生かしたまちづくりの推進に努めるものとする。

第2章 水環境保全に関する基本的施策

第6条(水質の保全)

市長は、生活排水等による掘割への負荷を軽減するために必要な施設の整備、生活排水対策の調査及び立案並びに啓発その他必要な施策の実施に努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、市が実施する施策に協力し、自らも生活排水や事業所排水などによる掘割の水質の汚濁に対し必要な対策を講じるとともに、良好な水質を保全するため、次に掲げる行為に努め

なければならない。

- 一 生活排水や事業所排水を掘割に排出するときは、浄化槽やためます等により排水を浄化して排出すること。
 - 二 調理くず、廃出食油等の処理を適正に行うこと。
 - 三 洗剤を使用する際、柳川市石けん使用推進要綱(昭和56年3月11日制定)第2条に定義された石けんを使用すること。
- 3 何人も、柳川市用排水路管理条例(昭和51年柳川市条例第14号)第4条に掲げる禁止事項を行ってはならない。ただし、同条中「水路」とあるのは、「掘割」と読み替えるものとする。

第7条(流水の確保)

市長は、良好な水環境を保全するため、上流地域との交流と連携による相互理解と協力によって流水の確保に努めなければならない。

第8条(親水性の確保)

市、市民等及び事業者は、護岸や柵など掘割の現状に影響を及ぼす施策を実施する場合は、日常的に水と親しめるような場所の確保及び景観の保全に努めなければならない。

第9条(緑の保全と創造)

市、市民等及び事業者の三者は、相互に協力して、歴史的文化遺産である掘割を愛護し、掘割周辺の環境保全能力を確保するとともに、将来の世代に継承していくため掘割周辺の植物及び雑木林、大木など緑の保全と創造に積極的に努めなければならない。

第10条(景観の保全と創造)

市、市民等及び事業者の三者は、相互に協力して、水郷情緒に満ちた景観の保全及び創造のため、次に掲げる行為に努めなければならない。

- 一 堀は生け垣で緑化するなど良好な景観を形成すること。
- 二 護岸をする場合は、可能な限り自然石による石積や詰め杭等を利用し、周辺を緑化すること。
- 三 生活排水や事業所排水を掘割に排出する場合は、排水管を水面下に設置すること。

第11条(公共施設の整備)

市長は、下水道や水利施設の整備その他水環境保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、親水公園等公共施設の整備その他の良好な水環境の創造のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第12条(水環境管理体制の整備促進)

市長は、水環境保全及び創造に関する施策(以下「水環境に関する施策」という。)を総合的に調整し、かつ計画的に推進するために必要な体制を整備強化しなければならない。

- 2 市長は、水環境に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市、市民等、事業者及び民間団体が協働することのできる体制の整備に努めなければならない。

第13条(掘割を中心とする環境教育の振興)

市は、市民等及び事業者が掘割に対する関心を高め、水環境の保全についての理解を深めるとともに、活動を行う意欲が促進されるように、教育及び学習の促進を図るものとする。

- 2 市は、特に児童及び生徒に対して、掘割を中心とする環境教育及び学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第14条(市民活動の推進)

市長は、市民等及び事業者が自発的に行う緑化活動及び水環境保全に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

第15条(情報の提供)

第16条(財政上の措置)

第17条(関係行政機関との連携)

第3章 審議会等

第18条（審議会の設置及び所掌事務）

第19条（組織）

第20条（会長及び副会長）

第21条（会議）

第22条（部会）

第23条（庶務）

第24条（委任）

．地域住民の参加

1．地域住民の参加の具体的内容

前段で設定した「柳川市の将来像の実現のために必要な施策」を推進するに当たっては、計画から維持・管理に至る様々な段階において、市民や団体、企業等が、それぞれの責任と自覚をもって協働していくことが不可欠です。特に、本市は、平成 17 年に 3 月に新たな市としての歩みを始めたばかりであり、旧市町村の枠に囚われず一体感を持って取り組んでいく必要があります。

そのため、以下の表 3-2-1 に示す「地域住民参加の具体的内容」にもとづき、施策ごとに、その中で適した方法を選択、実施していきます。

表 3-2-1 地域住民参加の具体的内容

参加項目		内容	例
1	計画づくり	施設整備などの計画段階において、地域住民と行政がアイデアを出し合いながら、より良い計画の策定をめざします。	公園・水路・道路等の整備計画検討への参加（ワークショップ、検討委員会等）等
2	施設などの維持管理	「地域の施設は地域の財産」との考えに立ち、施設の維持管理に地域住民の積極的な参加・協力を促します。	公園・水路・道路などの清掃、下草刈、簡単な補修等
3	交流施設などの運営	人と人との直接的な交流を大切に、そこから地域活動が活発になるように、行政主体ではなく、地域住民主体で交流施設等の運営を行います。	農園・交流施設の運営等 福祉ボランティア活動への参加等 地域資源の維持管理等 伝統文化の保全活動等 来訪者への観光案内等
4	指導・研究	地域農業やその他の産業の活性化のために、地域住民自らが指導的な役割を担います。	新規就農者への農業指導等 有機農法の研究・実践等 食農教育の推進等 地域特産品の開発等
5	その他	地域住民が普段の仕事や生活の中で、地域の発展に貢献するよう促します。	農作業の受託等 産直店等への商品の供給等 ごみの不法投棄の監視等 地域情報の発信等

2. 地域住民の参加方針

市民一人ひとりが、まちづくりの主役として市や公益の活動を行う団体と連携し、上記表3-2-1の例をはじめとする住民参加活動に積極的に参加していきます。

市はそれらの活動が活発に行われるように、住民に対し情報の提供等を行っていきます。